

## 改正個人情報保護法の施行に伴う中野区個人情報保護制度改正の主な考え方について

令和3年5月12日、国の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正された。今後、地方公共団体における個人情報等の取扱いについては同改正法の規定が適用されることとなるが、このたびその施行予定が令和5年4月1日であると示された。

これに伴い、中野区における改正法施行後の個人情報保護制度を構築する必要性が生じてきた。

制度改正に向け現在検討中の主な考え方について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

### 記

#### 1 区における個人情報保護制度改正の必要性

区は、個人情報に係る区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政を実現するため、昭和55年に中野区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を、平成2年には中野区個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）を制定し、区民の個人情報の保護を図ってきた。

一方、国におけるこれまでの主な動きは次のとおり。

- ・ 平成15年5月、情報化の急速な進展により個人の権利利益の侵害の危険性が高まったことを受け、個人情報保護法を制定。
- ・ 平成25年5月、全国民に付した個人番号（マイナンバー）を行政手続に活用する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」を制定。個人情報の広域的な情報連携を推進し、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を図る。
- ・ 令和3年5月、個人情報保護法を改正。データ流通の促進と統一的な個人情報保護水準の確保を目的として国、地方公共団体等共通のルールを定め、当該個人情報保護制度の所管を個人情報保護委員会（内閣府の外局）に一元化。

これまで全国の各自治体は条例の制定等独自の制度を構築し、住民の個人情報保護に努めてきたが、これからは改正法の規定に基づいた運用を行うこととなる。このように個人情報保護に関する国と自治体との関係性が変化することを踏まえ、中野区においてもこれに対応した個人情報保護条例の改正等、制度の見直しを迫られている。

なお、改正法のもと各自治体で設置する条例は、同法施行条例の位置づけとなる。

## 2 制度改正にあたっての基本方針

- 改正法の趣旨に基づき、デジタル業務改革の推進とデータ流通の促進を図る。
- これまで区民とともに培ってきた個人情報保護の考え方を最大限尊重し、透明性の高い制度運営を継続する。
- 簡素で効率的な制度運営を図る。

## 3 個人情報保護に関する重要事項のあり方

- (1) 個人情報の管理方法について
  - (2) 新たな会議体のあり方について（現・中野区個人情報保護審議会）
  - (3) 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求について
  - (4) 区における運営状況の報告及び公表について
- ※ 各項目の詳細は、別紙のとおり。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月	条例案の考え方	策定
11月	意見交換会	実施
12月	条例案に盛り込むべき事項	策定
	パブリック・コメント手続	実施
令和5年	区議会第1回定例会に条例案提出	
4月	改正個人情報保護条例	施行

## 個人情報保護に関する重要事項のあり方（案）

## 1 個人情報の管理方法

## (1) 現在（中野区）

実施機関は、事務を行うため個人情報を収集する場合は、事務の名称、個人情報の収集目的、個人情報の内容及び個人情報の収集対象者等を記載した個人情報収集事務登録票を作成し、同登録簿として一括管理している。

## (2) 改正法の内容

改正個人情報保護法の規定では、1,000人以上の「個人情報ファイル」を扱う場合、「個人情報ファイル簿」の作成及び公表を義務づけている。同ファイル簿には、個々の個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録範囲及び記録情報の収集方法等を記載することとしている。

## (3) 今後の考え方（中野区）

区においては、国が必須とする上記(2)の作成に加え、区が収集する対象人数1,000人未満の個人情報についても、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

## 2 新たな会議体のあり方（現・中野区個人情報保護審議会）

## (1) 現在（中野区）

区が施策等を実施するため新たに個人情報を収集する場合等で、原則禁じられている目的外利用、外部提供、電子計算組織への記録及び結合等を行う場合、区長から個別事項ごとに諮問を受け、個人情報審議会で適当か否か審議し答申する（諮問事項）。これらの内容の変更や緊急措置を行った等の場合は区が事後的に同審議会に報告している。

## (2) 改正法のもとでの国の見解

各自治体が設置する審議会が、個別案件について、協議すること及び報告を受けること等は許容されない。

## (3) 今後の考え方（中野区）

① 新たに定める法施行条例においても、区長の附属機関として「(仮称)中野区個人情報保護審議会」を設置する。

(理由)

- ・ 改正法施行後も、各自治体が専門家等の意見を聴いて決定すべき事項（番号法の規定による第三者点検）が残されていること。
- ・ 区の個人情報の取扱い（個別事項とならない報告事項）に関し、区民等と情報共有する場合は、今後も必要であること。

## ② 委員構成

区民委員と学識経験者委員（現行：区民委員9名以内、学識経験者5名以内）

### ③ 主な所掌事項

- ・ 番号法に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検
- ・ その他区における個人情報に関する諮問事項の審議（国の許容範囲の事項）
- ・ 中野区における運営状況の報告（同）

※ 現行の個人情報保護条例第7条に規定する審議会の所掌事項中、中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（以下「住基条例」という。）に関する審議等は、所掌事項としない。

なお、住基条例の今後の取扱いは、別途整理する。

## 3 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

### (1) 開示請求に係る不開示情報

現行、区で開示している内容は、今後も開示することとする（国の許容する範囲内）。

### (2) 訂正及び利用停止請求の対象となる個人情報

国は「あらかじめ開示請求によって開示された自己情報」に限り、訂正及び利用停止請求の対象としている。

区では、自己情報開示請求を経なくても、訂正及び利用停止の請求を可能とする（現行どおり）。

### (3) 開示、訂正及び利用停止請求に対する決定期限

#### ア 現在（中野区）

区が保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する区の決定は、請求日翌日から15日以内に行う。

ただし、大量請求や判断が困難な場合には、通知の上、決定期限をさらに45日延長し、合計で最大60日以内に決定することができる。（15日+45日=60日）

#### イ 国の規定する標準期限

区が保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する決定は、請求日翌日から30日以内に行う。

ただし、大量請求や判断が困難な場合には、決定期限をさらに30日延長することができる。（30日+30日=60日）

※ 決定期限及び延長期間について、標準期限から短縮することは可能であるが、延伸はできない。

#### ウ 今後の考え方（中野区）

15日以内に決定する（現行同様）。

ただし、期間延長の場合は改正法の規定どおり30日の延長とし、最大45日以内の決定とする。（15日+30日=45日）

### (4) 開示請求に係る手数料

現行同様、事務手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は、請求者負担とする。

#### 4 区における運営状況の報告及び公表

これまで個人情報保護条例の運営状況について、毎年区議会へ報告するとともに公表している。

今後も、国の許容する範囲内において、中野区における個人情報保護の運営状況を区議会へ報告し、公表する。